

技術資料等説明書

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（光ケーブル関係部門）については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和5年 2月 3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 宗 琢万
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 基本協定の概要等
「公告」1. (1)～(5)のとおりとする。

4. 参加資格要件
「公告」2. (1)～(9)のとおりとする。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、4. に掲げる参加資格を有することを証明するため、次の掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：公示日から令和5年2月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課
担当 調査課長（内線351）及び電気通信担当（内線282）
電話 0965-32-7551（直通）
FAX 0965-32-1688（直通）

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CD-Rに保存し紙と併せて提出すること）により提出する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年3月10日（金）までに書面（FAX）にて通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、担当部局に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により説明を求められることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限： 令和5年3月17日（金）17時00分。

② 提出場所： 上記5. (1) ②に同じ。

③ 提出方法： FAX又は持参、郵送（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所調査課へ電話で確認すること。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和5年3月24日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面（FAX）にて回答する。

7. 申請書、技術資料等の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1)申請書 【様式－1】	<p>経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。</p>
(2) 災害を想定した 簡易な施工計画 【様式－2】	<p>災害等に備え、早期に出動するための体制及び復旧工事等の実施体制について1枚以内で記載する。記載の際は以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の防災体制の把握 ・災害等復旧工事に対する社内の体制 ・出動要請に応じた迅速な出動の留意点 ・必要な資機材等の確認から搬入までの体制 ・工事実施の際の事務所側との調整 ・想定される災害の種類とそれに応じた工事の計画
(3) 工事基地の位置 【様式－3】	<p>工事基地から八代河川国道事務所までの所要時間及び経路を記載する。また、工事基地に常駐する光ファイバー施工技術を有する通信工の数を記載する。工事基地が複数ある場合は、事務所に最も近い工事基地及び当該基地に常駐する通信工の数を記載すること。</p> <p>なお、通信工とは、次の資格を有する者を指し、1名の者が複数の資格を有する場合も1名として計上する。（※ 資格証、免許証等のコピーを添付すること。添付は1名1資格でよい。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①光ファイバーケーブル工事技能検定 ②光ファイバーケーブル管理技術者認定 ③情報配線施工技能検定 ④第一種電気工事士 ⑤第二種電気工事士
(4) 光ケーブル敷設 工事・移設工事 の実績 【様式－4】	<p>平成19年度から公告日までの間に元請けとして完成した工事実績から3件まで記載する。実績が3件以上の場合は、①の工事を優先して記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。 ②①以外の国の機関又は地方公共団体が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。 <p>なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事の実績である場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。（工事成績評定の通知を受けていないものを除く。）</p>
(5) 災害協定等の締結 実績 【様式－5】	<p>令和2年4月以降における災害協定等の締結実績を記載する。</p> <p>なお、記載する協定・災害対応については協定の写し及び災害対応をしたことが分かる書類（契約書等）を添付すること。</p>

<p>(6) 配置可能技術者の資格等 【様式－6】</p>	<p>技術士（電気電子又は総合技術監理（電気電子））、電気通信主任技術者（実務経験5年を必要とする）、監理技術者証（通信）又は建設業法第7条第2号、第15条第2号に掲げる者等の資格を有する者の氏名等を記載する。</p> <p>なお、資格を確認できる資料（資格者証の写し等）及び記載する技術者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有していることが分かる資料（健康保険証の写し等）を添付すること。また実務経験で申請する場合は、学歴及び通信設備工事の実務経験を証明する書類を別途提出すること。実務経験は本申請までに従事し完成・引き渡しが完了した各々の工事名・工事期間を列挙（箇条書き）し、合計期間を記載する。勤続年月は、令和5年4月1日を基準に当該企業に継続勤務している年数を記入してください。</p>
<p>(7) 資機材等の調達 【様式－7】</p>	<p>応急対策に必要な資機材の調達可能数量及び種類を記載願する。なお、協力会社等から調達する場合は、協力会社名等を記載願すること。</p>
<p>(8) 参加資格要件の確認</p>	<p>九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和4・5年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定通知書の写しを添付すること。</p>

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウェイト
緊急時の体制	災害時を想定した簡易な施工計画 【様式-2より評価】	20
工事基地の位置	工事基地の位置から八代河川国道事務所までの所要時間 【様式-3より評価】	10
	工事基地に常駐する光ファイバー施工技術を有する通信工の数を評価する。 【様式-3より評価】	10
光ケーブル敷設工事の実績	国又は地方公共団体が発注した光ケーブル敷設工事又は移設工事の施工実績。九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した工事の実績を優位に評価する。 【様式-4より評価】	10
工事成績の評価	通信設備工事实績に係る企業の工事成績を評価する。九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した（過去4ヶ年度+当該年度）の通信設備工事の平均点	10
災害協定等の締結実績	令和2年度以降に八代河川国道事務所あるいは九州地方整備局管内において災害協定を締結した実績 【様式-5より評価】	10
	令和2年度以降の災害協定に基づく活動実績（九州地方整備局管内の国・県・市町村） 【様式-5より評価】	10
配置可能技術者の資格	有資格技術者数及び配置予定技術者の資格を評価する。 【様式-6より評価】	10
資機材の調達	資機材及び労務の調達能力に応じて評価する。 【様式-7より評価】	10

※評価点が同点の場合は、企業の工事成績順（過去4ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。工事成績も同点である場合は、くじ引きで決定する。

9. ヒアリング（内容確認が必要な場合）

- ① 日時：令和5年2月20日（月）から令和5年3月7日（火）までの間を予定している。
- ② 方法：ヒアリングは電話により行う。
- ③ ヒアリング内容：災害時を想定して作成された「緊急時の体制」（様式-2）及び「資機材の調達」（様式-7）等、内容確認が必要な場合においてヒアリングを実施する。
- ④ 対象者：ヒアリング対象者は、本協定時における作業責任者とする。

10. 基本協定に関する手続き等

「公告」3.（1）～（3）のとおりとする。

11. 技術資料等説明書に対する質問

（1）この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：公示日から令和5年2月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
※FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所調査課へ連絡及び確認をお願いします。

（2）（1）の質問に対する回答は、書面により令和5年2月15日（水）までに行う。

12. 協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出及び上記9. ヒアリングに基づき評価・決定する。その結果は、令和5年3月10日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

- （1）法令外労働災害補償制度への加入については、「公告」4.（1）のとおりとする。
- （2）申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （3）提出された申請書及び資料を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- （4）提出された申請書及び技術資料等は返却しない。
- （5）提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。